

岐阜県公報

第 二 千 五 百 八 号
平成二十五年十二月二十四日
(火曜日)

告 示

岐阜県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)
県道	金山線 上之保	下呂市金山町戸部字諸原三三九二番一―地先から 同 市 同 字和田三三八四番一地先まで	二五・〇	平成 二五・一二・二四	平成 二五・一六・一八

岐阜県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十五年十二月二十四日

路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備 考
岐 阜 県		金山線	下呂市金山町戸部字諸原 三二九二番一地从先から 同 市同 三二九番一地从先まで	前 A	六・五 二九・六	三三・〇	
岐 阜 県		金山線	下呂市金山町戸部字諸原 三二九二番一地从先から 同 市同 三二九番一地从先まで	B	八・二 四・〇	二九・〇	
岐 阜 県		金山線	下呂市金山町戸部字諸原 三二九二番一地从先から 同 市同 三二九番一地从先まで	後 B	八・二 四・〇	二九・〇	

岐阜県告示第五百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、揖斐都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称
池田町

- 二 都市計画事業の種類及び名称
揖斐都市計画下水道事業 池田町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成十年一月十六日から
平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

。大垣都市計画道路事業の周知
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画事業の種類及び名称
大垣都市計画道路事業
三・三・一九号 神田神戸線及び三・二・二号 一般国道二二号線
- 二 施行者の名称
岐阜県
- 三 事務所の所在地
岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部街路公園課
- 四 事業地の所在
収用の部分
岐阜県大垣市笠縫町字奥屋敷、中野町字壱町田及び宿地町字井ノ口地内
使用の部分 なし

平成二十五年十二月二十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社